第二条第二号	法第百七条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第百七条第一項
第二条第三号	法第百十条の二第三項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第三項
	厚生年金基金	存続厚生年金基金
第二条第四号	第百十五条の三第二項若しくは第百十五条の四第二項又は厚生年金保険法第百六十五条の二第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の三第二項又は平成二十五年改正法附則第五十八条第二項若しくは第五十八条第二項
	厚生年金保険法第百四十四条の三第五項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第五項
	厚生年金保険法第百六十五条第五項	平成二十五年改正法附則第十一条第一項
第七十三条第一項	法第百七条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百七条第一項
	第七十九条第一項」とあるのは	法第七十九条第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
	厚生年金基金	存続厚生年金基金
第七十三条第二項	法第百十条の二第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第一項
	第七十九条第一項」とあるのは	法第七十九条第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
	厚生年金基金	存続厚生年金基金
第七十三条第三項	法第百七条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百七条第一項
	第七十九条第一項」とあるのは	法第七十九条第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

第七十三条第四項	厚生年金基金	存続厚生年金基金
	法第百七条第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百七条第二項
	法第百十条の二第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第一項
	厚生年金基金	存続厚生年金基金
	第七十九条第一項」とあるのは	法第七十九条第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
	同条第六項	「四分の三」とあるのは「三分の二」と、同条第六項
	法第百十条の二第三項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第三項
第七十三条第五項	法第百十五条の二第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の二第一項
	厚生年金基金	存続厚生年金基金
	第八十一条の二第一項」とあるのは「	法第八十一条の二第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
第七十三条第六項	法第百十五条の三第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の三第一項
	第八十一条の二第一項」とあるのは「	法第八十一条の二第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
	第二条第四号	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第二条の規定による改正前の第二条第四号